

楽天 Edy サービス特約

第 1 条(目的)

本特約は、株式会社三菱 UFJ 銀行(以下「当行」といいます。)が発行する、Edy カード機能を付加したカード(以下「本カード」といいます。)の取り扱いについて定めます。

第 2 条(本カード会員と規約の承認)

1. 本特約、IC キャッシュカード規定、スーパーIC カード特別規定、三菱 UFJ-VISA 会員規約および楽天 Edy サービス利用約款を承認のうえ、当行に所定の申し込みをした方で、当行が適格と認めた方を本カード会員(以下「会員」といいます。)とします。ただし、本カードの内、クレジットカード機能を備えていないカードにおける会員とは、本特約、IC キャッシュカード規定、楽天 Edy サービス利用約款を承認のうえ、当行に所定の申し込みをした方で、当行が適格と認めた方とします。なお、この場合には、本特約のクレジットカード機能に関する事項は適用されないものとします。
2. 本カードに関して本特約に定めのある事項は本特約が優先し、定めのない事項については、当行所定の IC キャッシュカード規定、スーパーIC カード特別規定、三菱 UFJ-VISA 会員規約および楽天 Edy サービス利用約款が適用されるものとします。

第 3 条(本カードの発行・貸与)

1. 当行は、本カードに必要な機能を備えて、IC キャッシュカード規定、スーパーIC カード特別規定および三菱 UFJ-VISA 会員規約にもとづき本カードを会員に発行し貸与します。会員は、貸与された本カードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとし、Edy の利用について本特約および楽天 Edy サービス利用約款を遵守するものとします。
2. 会員は Edy の利用について本特約上の地位を第三者に譲渡できず、また、本カードを第三者に再貸与、譲渡、寄託、質入、その他担保として提供してはならず、理由の如何を問わず、本カードを他人に使用させもしくは使用のために占有を移転させてはならないものとします。

第 4 条(本カードの取り扱い)

1. 会員が、本カードの Edy カード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において、本カードを利用して商品等の購入または提供を受ける場合には、当該加盟店での本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。
2. 会員の過失により本カードの使用方法を錯誤した場合に生じる不利益、損害等については、会員の負担とし、また会員は当人の過失により使用方法を錯誤した場合の取引に基づく債務についての支払い義務を免れないものとします。

第 5 条(Edy についての損害)

1. 本カードに蓄積された Edy は、現金同様の管理が必要です。当行および加盟店は、会員の Edy の使用に関して、本カードの保有者が正当な権利者であるとみなして、本カードに表示された氏名と本カードの保有者が同一人であるか等の確認を行うことなく、Edy の使用に応じることとなります。したがって本カードの紛失・盗難等にあわれた場合の本カードに蓄積された Edy の損失・損害および Edy を第三者に使用されたことによる損害は、会員の負担とします。

2. 前項の Edy に関する損失・損害は、三菱 UFJ-VISA 会員規約の損害填補条項の補償条項の対象外とします。

第 6 条(有効期限・更新カード発行時の取り扱い)

1. 当行は、IC キャッシュカード規定、スーパーIC カード特別規定および三菱 UFJ-VISA 会員規約にもとづき本カード有効期限までに、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」といいます。)を会員に対し発行し、貸与するものとします。更新カードは、有効期限が満了した本カード(以下「期間満了カード」といいます。)に蓄積されている未使用の Edy は引き継がないものとします。この場合、会員は未使用の Edy の換金を求めることはできません。会員は期間満了カードに蓄積されている未使用の Edy を速やかに使い切るものとします。また会員は期間満了カードに新たに Edy を購入し、蓄積できません。
2. 会員は、期間満了カードについて、未使用の Edy を使い切り、速やかに返却に代えて会員自身で破棄するものとします。
3. 会員は、期間満了カードを破棄した場合に未使用の Edy が蓄積されていたときは、未使用の Edy の使用权を放棄したものと取り扱われることを異議なく承諾するものとします。

第 7 条(解約、退会時の取り扱い)

1. 会員は、解約または退会する場合には、IC キャッシュカード規定、スーパーIC カード特別規定および三菱 UFJ-VISA 会員規約所定の解約または退会手続きを行うものとします。
2. 会員は、上記解約、退会手続きを終え本カードが Edy カード機能のみとなった場合、本カードに蓄積された未使用の Edy を全て使い切り、速やかに本カードを返却に代えて会員自身で破棄するものとします。
3. 会員は、本カードを破棄した場合に未使用の Edy が蓄積されていたときは、未使用の Edy の使用权を放棄したものと取り扱われることを異議なく承諾するものとします。

第 8 条(本カードの返却)

1. 当行が本カードの返却を求めた場合、会員は直ちに本カードを当行に返却しなければならないものとします。
2. 前項の場合、当行が特に認める場合に限り、当行は、本カードに未使用のまま蓄積された Edy の額面を当行所定の方法で確認し、これによって判明した未使用の Edy に相当する金額を当行所定の方法で利用者に返還するものとします。
3. 前 2 項の場合において、会員が当行に対する未払いの債務(以下「未払債務」といいます。)を有するときは、当行は、未払債務と相殺することができます。

第 9 条(未使用の Edy の換金)

会員は、楽天 Edy サービス利用約款に特に定める場合または当行が特に認める場合に限り、未使用の Edy の換金を求めることができるものとし、それ以外は換金を求めることができないものとします。

第 10 条(クレジットカード機能を使用した Edy の購入)

会員は、インターネットを介してクレジットカード機能を使用し Edy を購入する場合、この購入代金の支払い手段のクレジットカードとして、本カードが指定されることに同意するものとします。

第 11 条(個人情報の取り扱い)

当行は、当行が公表する「個人情報保護方針」および「個人情報のお取扱いについて」にもとづき、会員の個人情報

を扱うものとして扱います。

第 12 条(本特約の改定)

1. 当行は本特約を、店頭への表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとして扱います。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとして扱います。
3. また適用日以降、会員が本カードを利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。

以 上